

入札説明書

飲料の自動販売機（以下「自動販売機」という。）に係る一般競争入札を次のとおり実施します。

1 貸付物件

所在地	設置場所	貸付面積	外形寸法	設置台数
知多市新知 字永井2番 地の1	知多市保健センタ ー1階講義室横	1.80㎡	（自動販売機、使用済み容 器回収ボックス） 幅2.00m×奥行0.90m× 高さ2.20m以内	1台

備考

- 1 詳細は別紙自動販売機設置場所のとおり。
- 2 貸付面積及び外形寸法には、使用済み容器回収ボックス及び電力等使用量計測用メーター（以下「子メーター」という。）設置面積並びに放熱余地を含む。
- 3 容器の種類は、缶、ペットボトル又は紙パックとする。
- 4 使用済み容器回収ボックスの設置及び使用済み容器の回収は、事業者が行うこと。
- 5 自動販売機の機種によっては、商品の補充や維持管理のための扉の開閉等に支障をきたす場合もあるので、それらの支障がないか設置場所の確認をすること。
- 6 自動販売機、使用済み容器回収ボックス及び子メーターを設置する際は、転倒防止対策を施すものとする（設置方法等は市と協議）。
- 7 自動販売機の運転に必要な光熱費については、子メーターを設置し、全額事業者の負担とする。また、自動販売機等の設置及び撤去に要する工事、維持管理等に係る費用も事業者の負担とする。
- 8 専用キータイプの災害救援ベンダー（災害が発生した場合、販売機内の商品が無料で取り出せるよう措置された災害対応型自動販売機）であること。

2 入札参加資格等

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

※地方自治法施行令第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者

- (2) 政令第167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者（同項各号のいずれかに該当した者であって、その事実があった後2年を経過しない者及び同項各号のいずれかに該当したものを代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する事実があった後2年を経過しない者を除く。）であること。

※地方自治法施行令第167条の4第2項各号

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- (7) この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

- (3) 愛知県内に本店、支店、営業所又は事業所を置いている者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てをした者にあつては、更生計画の認可がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てをした者にあつては、再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (5) 飲料その他の物品の自動販売機の設置業務において、飲料その他の物品の自動販売機設置を目的とする公有財産の貸付けに係る一般競争入札の公告（以下「公告」という。）の日現在で3年以上の実績を有している者であること。
- (6) 公告の日から過去3か年以内に、国、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政

法人をいう。)又は地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。)の施設に、自らが管理及び運営する飲料その他の物品の自動販売機を設置した実績がある者であること。

(7) 国税、都道府県税及び市町村税の未納がない者であること。

(8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)を経営に事実上参加させ、不正に財産上の利益を得るために使用し、又は金銭若しくは物品その他の財産上の利益を不当に与えていると認められる者でないこと。

(9) 暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、警察当局から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(10) 公告の日から入札の日までの期間において、次のアからカまでのいずれにも該当していない者であること。

ア 法人にあっては、非常勤を含む役員若しくは支配人又は支店、営業所若しくは事務所の代表者、その他の団体にあっては、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者又は支店、営業所若しくは事務所の代表者、役員等(以下「役員等」という。)に暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団ではないが、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいる法人その他の団体又は個人(以下「法人等」という。)

イ 暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)がその経営又は運営に実質的に関与している法人等

ウ 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等

エ 役員等又は使用人が、暴力団、暴力団員等若しくは暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等

オ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等

カ 役員等又は使用人が、アからオのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等

(11) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）を経営に事実上参加させ、不正に財産上の利益を得るために使用し、又は金銭若しくは物品その他の財産上の利益を不当に与えた者でないこと。

(12) この公告の日から落札決定までの間、本市から指名停止措置又は指名見合せ措置を受けていない者であること。

3 自動販売機の設置条件

(1) 設置事業者の施設使用形態

自動販売機の設置は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号に基づき、知多市（以下「市」という。）が設置事業者に対し、行政財産である建物の一部を賃貸する方法により行います。

(2) 貸付期間

貸付期間は、令和5年12月1日（金）から令和8年11月30日（月）までの3年間とします。

(3) 貸付料

貸付料は、入札により決定した金額とします。

(4) 必要経費

自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の費用は、すべて設置事業者の負担とします。また、光熱水費についても、設置事業者の負担とします。各設置事業者において必ず計量機器（子メーター）を設置し、それによる実費を市が指定する期限までに全額納入してください。

(5) 設置機器の仕様について

設置する自動販売機の機器については、次に掲げる条件をすべて満たしたもののとしてください。

ア 省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。

イ エネルギー使用の合理化に関する法律に基づく省エネルギー基準を達成している機器の使用に努めること。

ウ 10円硬貨、50円硬貨、100円硬貨、新旧500円硬貨及び1,000円紙幣が使用できること。

(6) 利用上の制限

契約期間中においては、次の事項を遵守してください。

ア 入札条件を遵守し、貸付料及び光熱水費を期限までに確実に納付すること

イ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

ウ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、市の指示に従うこと。

エ 販売品目は、清涼飲料水、お茶及び牛乳等の飲料とし、酒類・たばこの販売を行わないこと。また、飲料を入れる容器は紙コップ又は缶・ペットボトルなどの容器とすること。なお、商品の具体的な構成については、落札決定後、事前に市と協議を行うこと。

オ 設置場所ごとの建物内に設置されている他の自動販売機の販売価格と均衡のとれた価格で販売すること。

カ 設置業者は、本件賃借に係る自動販売機の売上状況を別に指定する期日までに、市に提出すること。

キ 設置業者は、災害等が発生した際には、市からの要請に応じて市民に無料で飲料を提供できるよう努めること。

(7) 維持管理

契約期間中は、次の事項を遵守してください。

ア 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

イ 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。

ウ 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が

必要な場合は、遅滞なく手続き等を行うこと。

エ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認し、耐震対策を考慮した上で安全に設置すること。また、設置後は、定期的に安全面に問題がないか確認すること。

オ 自動販売機の故障や問い合わせ等については、連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。

(8) 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに現状に回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は、一切の補償を市に請求することができません。

4 入札説明書及び契約条項を示す場所及び日時

(1) 入札説明書、設計図面及び仕様書等（以下「入札説明書等」という。）の閲覧

入札説明書等は、次のとおり閲覧に供します。

ア 閲覧場所 知多市保健センター健康推進課（知多市保健センター1階）

イ 閲覧日 令和5年10月2日（月）から令和5年10月13日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日を除く。）

ウ 閲覧時間 午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

エ 現場確認 ウの閲覧時間内で、依頼に応じて行います。

(2) 入札説明書等の配布

入札説明書等の配布は、次項の入札参加資格審査の結果、資格ありと通知した者に対して次のとおり行います。

ア 配布場所 知多市保健センター健康推進課

イ 配布日時 令和5年10月23日（月）午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

(3) 入札説明書等に関する質問

入札説明書等に関して質問がある場合は、次のとおり質問書（様式自由）を

持参し、提出してください。

ア 提出先 知多市保健センター健康推進課

イ 受付日 令和5年10月26日（木）

ウ 受付時間 午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

エ 質問に対する回答

質問に対する回答書は、令和5年10月30日（月）の午前9時から午後5時までの間、知多市保健センター健康推進課で配布するので、質問の有無にかかわらず受領してください。

5 入札参加申込みの受付の場所及び日時

(1) 入札参加申込書の提出

入札に参加を希望する者は、入札参加申込書を直接持参し、次のとおり提出してください。ただし、同一の申込人による、複数の入札参加申込みは受け付けしないものとします。

ア 提出先 知多市保健センター健康推進課

イ 受付日 令和5年10月2日（月）から令和5年10月13日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日を除く。）

ウ 受付時間 午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

エ 提出方法

持参又は郵送（令和5年10月13日（金）必着）。持参又は郵送以外の提出は受け付けません。

オ 添付書類

（ア）委任状（代理人により入札する場合）

（イ）誓約書（代理人により入札する場合は、申込人及び代理人の誓約書）

（ウ）使用印鑑届（実印以外の印鑑で入札する場合）

（エ）証明書類（発行日から3か月以内のもの（会社概要を除く））

・ 法人の場合 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書） 写し可

印鑑証明書 写し可

会社の概要書 写し可

・個人の場合 身分（身元）証明書 写し可

印鑑証明書 写し可

(オ) 入札公告の日から過去3年間以内に、国、地方公共団体、独立行政法人及び地方独立行政法人の施設に、自らが管理・運営する飲料の自動販売機を設置した実績を証明する使用許可書又は契約書のいずれかの写し

(カ) 直近1年分の国税、都道府県民税及び市町村税の未納がないことの証明書 写し可

・法人の場合 法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、法人都道府県民税、法人市町村税

・個人の場合 所得税、消費税及び地方消費税、個人事業税、都道府県民税市町村民税

(キ) 返信用封筒（住所・氏名を記入の上、封筒に合わせた切手を貼付のこと（25g以内））

カ 提出部数 1部

(2) 入札参加申込書の受理

ア 明らかに入札参加資格がないと認められるときは、入札参加申込書を受理しません。

イ 提出された入札参加申込書は、返却しません。

(3) 入札参加資格の有無の通知

入札参加資格の有無の結果は、資格審査後、入札参加資格審査結果通知書（以下「結果通知書」という。）により通知します。

(4) 入札参加資格審査結果についての問い合わせ

資格審査の結果、資格無しとして通知を受けた者は、令和5年10月23日（月）までに知多市長に対し、文書（様式自由）をもって説明を求めることができます。この場合において、文書の提出先は知多市保健センター健康推進課とし、持参するものとします。

6 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 知多市保健センター1階 講義室
- (2) 日時 令和5年11月10日(金) 午後2時

7 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札参加者の資格を有しない者のした入札
- (2) 所定の日時まで所定の入札保証金の納付又は入札保証金の納付に代わる担保の提供をしない者のした入札
- (3) 入札執行日の指定された時間に受付を済ませていない者のした入札
- (4) 入札に際して談合等による不正行為があった者のした入札
- (5) 同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札
- (6) 他人の代理を兼ね、又は2以上の代理をした者の入札
- (7) 代理人が委任状の提出をしないで行った入札
- (8) 記名及び押印のない入札
- (9) 入札書の記載事項が確認できない入札
- (10) 入札書の金額の表示を改ざんした入札
- (11) 入札書の記載事項を訂正した場合において、訂正印（印鑑証明書の印又は使用印鑑届が提出されている場合は、届出印若しくは委任状に押印してある代理人の私印）のない入札
- (12) 前各号に掲げるもののほか、あらかじめ指示した事項に違反した入札

8 入札保証金に関する事項

- (1) 入札保証金

入札参加者は、その見積る契約金額の100分の5以上の入札保証金を入札日当日の入札執行前までに納付しなければなりません。

- (2) 入札保証金に代わる担保

前号の規定による入札保証金の納付は、国債、地方債のほか、次に掲げる担保の提供をもって代えることができます。

ア 政府の保証のある債券

イ 市長が確実と認めた社債

ウ 銀行その他市長が確実と認める金融機関（以下本号において「銀行等」と

いう。)に対する定期預金債券

エ 銀行等が振り出し、又は支払保証をした小切手

オ 銀行等の保証

(3) 入札保証金の納付の免除

ア 保険会社との間に知多市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき

イ 過去2か年の間に国、地方公共団体、独立行政法人又は地方独立行政法人において、種類及び規模をほぼ同じくする契約（使用許可は対象外）を締結し、これに該当する契約のすべてを誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき

9 契約書の作成の要否

要

10 入札に関する注意事項

(1) 入札会の延期等

ア この公告の日以後であっても、談合の事実又は疑惑があると認めた場合は、入札会は延期するものとします。

イ 第4項第3号の規定により、入札参加資格がある旨の結果通知を受けた者であっても、入札日現在において第2項に規定する資格を失った者は、入札に参加することができません。

ウ 入札参加資格がある旨の通知を受けた後であっても、入札を辞退することができます。この場合において、通知を受けた者は辞退する旨の書面を提出することとします。

(2) 入札会の受付

入札参加資格がある旨の結果通知書（写し可）を提示することとします。

(3) 入札書の記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積りした契約希

望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載することとします。

(4) 入札回数

入札回数は、3回までとします。

(5) 開札

開札は、入札の場所において、入札の終了後直ちに入札者を立ち合せて行います。入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない市職員を立ち合せて行います。

(6) 落札金額が2人以上同額の場合の取扱い

落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできません。

(7) 再入札

開札の結果、予定価格に達する入札のない場合で、入札者が再度の入札を希望するときは、直ちに再入札（2回を限度とします。）を行います。この場合において、入札保証金が不足する入札参加者については、再入札前に不足分を追加納付してもらいます。

(8) 入札書の取扱い

入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引替え又は撤回をすることができません。

(9) 法令等の遵守

入札参加者は、入札及び契約事務に関する関係法令及び知多市の規則、要綱、入札説明書、入札者心得書、契約約款等を遵守しなければなりません。

(10) 違約金の納付

入札保証金の納付の免除を受けた者が落札者となった場合において、当該落札者の責に帰すべき事由により、契約を締結できないときは、当該落札者は、違約金としてその見積る契約金額の100分の5の額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を市の発行する納付書により納付しなければなりません。ただし、第8項第1号の規定により入札保証金を納付している場合は、この限りではありません。

(11) その他留意事項

入札参加者は、入札後この公告、入札説明書等、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできません。

1 1 その他

(1) 契約の時期

本入札について、落札者は、落札者となった旨の通知を受けた日から起算して7日以内に契約書を作成し、記名押印の上、提出しなければなりません。ただし、市において必要があるときは、提出期限を変更することがあります。

(2) 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。

(3) 契約保証金に代わる担保

第8項第2号の規定は、契約保証金の納付に代えて担保を提供させる場合に準用します。

(4) 契約保証金の納付の免除

契約の相手方が、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付又は契約保証金に代わる担保の提供を免除します。

ア 保険会社との間に知多市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき

イ 過去2か年の間に国、地方公共団体、独立行政法人又は地方独立行政法人において、種類及び規模をほぼ同じくする契約（使用許可は対象外）を締結し、これに該当する契約のすべてを誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき

1 2 公告の写し、提出書類の用紙の配布

ア 配布書類等 この公告の写し、入札参加申込書等の提出書類の用紙

イ 配布場所 知多市役所総務部総務課

ウ 配布日 令和5年10月2日（月）から令和5年10月13日（金）まで（日曜日、土曜日、並びに休日を除く。）

エ 配布時間 午前9時から午後5時まで

1 3 問合せ先

〒478-0017

知多市新知字永井2番地の1

知多市保健センター健康推進課

電話番号 0562-54-1300

FAX番号 0562-55-3838

メールアドレス hokennet@city.chita.lg.jp